

(保 266) F  
平成 23 年 3 月 30 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う  
出産育児一時金等の受取代理制度の受取代理人変更の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災に伴う出産育児一時金等の受取代理制度（以下「受取代理制度」という。）における受取代理人の変更に関する取扱いについて、当分の間、下記のとおり取り扱われることとし、厚生労働省保険局総務課より周知依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1 受取代理人変更届について

「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定められた受取代理人変更届は、救急搬送などにより、予定していた医療機関等以外で出産することとなった場合で、新たな医療機関等においても受取代理制度を利用するが、受取代理人の変更に関する手続きを行う時間的余裕がない場合など、受取代理人変更届に必要な事項を記載の上、新たな受取代理人となる医療機関等を通じて保険者に提出するものであります。

この受取代理人変更届への記載について、変更前の受取代理人である医療機関等（以下「変更前医療機関等」という。）が被災地域に所在しており、連絡が取れない場合には、受取代理人変更届の余白に変更前医療機関等と連絡が取れない旨記載することで、変更前医療機関等の所在地、名称、押印、連絡先の記載を省略することができます。

2 出産費用請求報告書について

受取代理人変更届により、新たな医療機関等が受取代理人（以下「変更後医療機関等」という。）となった場合、変更前医療機関等は、保険者から送付されている受取代理申請受付通知書を変更後医療機関等に送付することとなっておりますが、「1」のように、震災により変更前医療機関等からの受取代理申請受付通知書の送付が困難な状況である場合には、変更後医療機関等は、出産費用請求報告書の作成に当たって、保険者に連絡し、付

加給付金相当額を含む出産育児一時金等の支給額（代理受領することができる額の上限）を確認する。

### 3 受取代理制度導入届未提出医療機関等について

平成23年度より受取代理制度を導入する医療機関等におきましては、厚生労働省に対し、平成23年2月28日までに「受取代理制度導入届」を提出いただいているところですが、受取代理制度及び直接支払制度のいずれも導入していない医療機関等において、急遽出産することとなった場合であっても、被災した妊婦等の希望に応じて、医療機関等は、保険者に受取代理制度の利用の可否を確認の上、個別に受取代理制度を利用することも可能であります。

#### <添付資料>

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う出産育児一時金等の受取代理制度の受取代理人変更の取扱いについて

（平 23. 3. 29 事務連絡 厚生労働省保険局総務課）

事務連絡  
平成 23 年 3 月 29 日

日本医師会  
日本産科婦人科学会  
日本産婦人科医会  
日本助産師会

} 御中

厚生労働省保険局総務課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う出産育児一時金等の  
受取代理制度の受取代理人変更の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び同月 12 日の長野県北部の地震による被災に伴う出産育児一時金等の受取代理制度（以下「受取代理制度」という。）における受取代理人の変更に関する取扱いについては、当分の間、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下の会員等に対し、周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

1 受取代理人変更届について

「出産育児一時金等の受取代理制度」実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定められた受取代理人変更等届への記載について、変更前の受取代理人である医療機関等（以下「変更前医療機関等」という。）が被災地域に所在しており、連絡が取れない場合には、当該医療機関等の所在地、名称、押印、連絡先については、省略して差し支えないこと。ただし、受取代理人変更届の余白に、被災のため変更前医療機関等に連絡が取れない旨記載すること。

なお、受取代理人変更届によらず、申請の取下げ及び変更後の医療機関等を受取代理人とする新たな申請がなされた場合には、出産後であっても、受取代理制度に準じて取り扱って差し支えないこと。

2 出産費用請求報告書について

1 の場合には、変更前医療機関等から変更後の受取代理人である医療機関等（以下「変更後医療機関等」という。）に対して、実施要綱に定める受取代理申請受付通知書を送付することは困難であるため、変更後医療機関等は、出産費用請求報告書の作成に当たって、保険者に連絡し、付加給付金相当額

を含む出産育児一時金等の支給額（代理受領することができる額の上限）を確認すること。

### 3 受取代理制度導入届未提出医療機関等について

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度及び受取代理制度のいずれも導入していない医療機関等において急遽出産することとなった場合であっても、被災した妊婦等の希望に応じて、医療機関等は、保険者に受取代理制度の利用の可否を確認の上、個別に受取代理制度を利用することも差し支えないこと。